

新婚世帯を応援！新生活のスタートアップの費用を補助します

令和4年度 新発田市結婚新生活支援補助金 募集要項



【目次】

1. 事業の概要	P.2
2. 補助対象者・対象経費	P.2
3. 補助金の額	P.3
4. 補助金の申請受付期間・申請方法	P.3
5. 補助金の交付決定・補助額の確定	P.5
6. 補助金の請求・支払い	P.5
7. 対象経費が年度をまたぐ場合の継続補助について	P.5
8. 交付決定の取消、返還について	P.6

問合せ先、申請受付窓口

新発田市 みらい創造課 ライフデザイン係（新発田市役所5階）
新発田市中央町3丁目3番3号 電話(0254)28-9531

1. 事業の概要

新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅取得や賃借、リフォーム、引越しに係る費用の一部を補助します。

2. 補助対象世帯・対象費用

(1) 対象世帯

令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻した以下の要件をすべて満たす世帯

- (1) 夫婦共に新発田市に住民登録し、申請する住宅に同居している。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下。
- (3) 夫婦の年間合計所得金額が400万円未満。
※夫婦の双方または一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から年間返済額を控除することができます。
※夫婦の双方または一方が離職し、申請日において無職の場合、離職した方については算定の基準となる年の所得がないものとして、夫婦の合計所得金額を算出することができます。
- (4) 補助金の交付日から2年以上継続して新発田市に居住する意思がある。
- (5) 夫婦の双方または一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない。
- (6) 夫婦共に市税を滞納していない。
- (7) 世帯員が暴力団等の反社会的勢力でなく反社会的勢力との関係を有していない。

(2) 対象経費

婚姻に伴い令和4年1月1日～令和5年3月31日までの間に支払いを行った以下の費用

- 住居費(賃貸)**
結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、仲介手数料。
※駐車場代、鍵交換代、ハウスクリーニング代などオプションに当たる費用は対象外です。
※夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅に他方が後に居住した場合は、同居開始後(住民票における夫婦の住所が同一になった日以降)に支払った費用が対象となります。
- 住居費(購入)**
結婚に伴い取得した住宅の購入費(新築・中古)、工事請負費(新築のみ)
※土地の購入費は対象外です。
- 住宅のリフォーム費用**
婚姻に伴い住宅の機能維持・向上を図るために行ったりリフォーム(修繕、増築、改築、設備更新等)に係る工事費用
※車庫、倉庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。
- 引越費用**
結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費。

3. 補助金の額

① 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の夫婦

1世帯当たり60万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。

②夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下で上記①以外の夫婦

1世帯当たり 30 万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。

※経費の合計が 30 万円または 60 万円に満たない場合はその額(千円未満切り捨て)が補助額となります。

※勤務先から住宅手当や経費に係る補助、他の公的補助を受けている場合はその額を控除します。

4. 補助金の申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(受付時間 8時30分～17時15分、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く)

※事業の予算上限に達し次第受付を終了します。

(2) 申請方法

【申請から振込までの流れ】 ※ () 部分は市で行うもの

交付申請→(交付決定)→実績報告→(補助金額の確定)→請求→(振込)

※交付申請する時点で対象経費の支払いが全て完了している場合は、交付申請と実績報告を同時に行うことができます。

① 交付申請

要件に該当するか確認し、以下の書類をみらい創造課ライフデザイン係(市役所5階)へ提出してください。

※FAX や郵送での提出はできません。

※申請書類はみらい創造課窓口で配布しているほか新発田市のホームページからもダウンロードできます。

※申請される前に、対象要件や添付書類等について、事前にみらい創造課へお問合せください。

【申請書類】

1. 全員が提出するもの

新発田市結婚新生活支援補助金交付申請書(第1号様式)

同意書兼誓約書(第2号様式)

夫婦の婚姻日が確認できる書類(婚姻届受理証明書等)

住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)

夫婦双方の所得証明書(市区町村が発行する所得を証明するもの)

※4月から6月に申請する場合は令和3年度課税分(令和2年中の所得)

※7月から3月に申請する場合は令和4年度課税分(令和3年中の所得)

夫婦双方の納税証明書(市区町村が発行する納税状況を証明するもの)

※市税に未納が無いことがわかる納税証明書

※課税証明書とお間違えのないようご注意ください。

<各種証明書の種類・交付窓口・料金について> ※窓口・手数料は新発田市の場合

証明書等の種類		※窓口	手数料(新発田市)
①②のいずれか	①戸籍抄本	市民生活課	450 円/通

1部 (夫婦双方の記載があるもの)	※本籍のある市町村で交付	(新発田市役所 1階)	350 円/通
	②婚姻届受理証明 (戸籍届受理証明書) ※婚姻届を提出した市町村で交付		
夫婦双方の記載があるもの1部	住民票抄本 ※申請する住宅に居住している証明		300 円/通
夫婦の分 それぞれ 1部ずつ	①市・県民税所得証明書	①税務課 ②収納課 (新発田市役所 3階)	300 円/件
	②市・県民税納税証明書		300 円/件

2. 住居費(賃借)を経費として申請する場合に提出するもの

- 住宅手当支給証明書(第3号様式)
※夫婦双方が給与所得者の場合はそれぞれ提出が必要。
※勤務先から手当てを受けていない場合も提出が必要。
- 住宅の賃貸借契約書の写し
※契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの

3. 住居費(取得)を経費として申請する場合に提出するもの

- 住宅の売買契約書または請負契約書の写し
※契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるもの

4. 住居のリフォーム費を経費として申請する場合に提出するもの

- リフォーム工事の見積書
※実績報告を同時にする場合は不要

5. 引越費用を経費として申請する場合に提出するもの

- 引越に係る見積書または引越し費用が確認できる書類
※実績報告を同時にする場合は不要

6. 該当者のみ提出するもの

- 無職であることの申告書
※申請時において夫婦に離職者がいる場合
- 離職票または退職証明書
※申請時において夫婦に離職者がいる場合
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
※夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている人がいる場合
- その他市長が必要と認める書類

※交付申請時点で対象経費の支払いが完了している場合は下記②実績報告の書類も提出してください。

②変更申請

交付決定を受けた後、交付申請の内容に変更が生じたときは、下記の書類を提出してください。

- 新発田市結婚新生活支援補助金交付変更申請書(第5号様式)
- 変更する内容を確認できる書類

③実績報告

対象経費の支払いが完了したら、以下の書類を新発田市みらい創造課ライフデザイン係(市役所5階)へ提出してください。

※FAX や郵送での提出はできません。

※報告書類はみらい創造課窓口で配布しているほか新発田市のホームページからもダウンロードできます。

【報告書類】

1. 全員が提出するもの

- 新発田市結婚新生活支援補助金実績報告書(第7号様式)

2. 住居費(賃借)を経費として申請した場合に提出するもの

- 賃貸に係る経費の領収書の写し

※補助対象期間に支払った賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の総額と内訳が確認できるもの

3. 住居費(取得)を経費として申請した場合に提出するもの

- 住宅取得に係る経費の領収書の写し

※土地代、各種手続き手数料等は除く

4. 住居のリフォーム費を経費として申請した場合に提出するもの

- リフォーム工事に係る経費の領収書の写し

5. 引越費用を経費として申請した場合に提出するもの

- 引越費用に係る領収書の写し

6. 該当者のみ提出するもの

- その他市長が必要と認める書類

5. 補助金の交付決定・補助額の確定

交付申請書類を市が受理した後、その内容を審査し、交付を決定した場合は、申請者へ「新発田市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」を郵送します。

実績報告書類を市が受理した後、その内容を審査し、補助金の額を確定し、申請者へ「新発田市結婚新生活支援補助金確定通知書」を郵送します。

※審査には2週間程度かかります。

6. 補助金の請求・支払い

補助金確定通知の受領後、「新発田市結婚新生活支援補助金交付請求書(第9号様式)」をみらい創造課ライフデザイン係(市役所5階)へ提出してください。

請求書を受領後30日以内に、請求書に記載の指定口座へ補助金を振り込みます。

7. 対象経費が年度をまたぐ場合の継続補助について

家賃等の経費を申請するにあたり、年度内に補助上限額に達しない場合(補助上限額に達するまでに年度をまたぐ場合)は、次年度に再度申請することで、上限額の残額分を継続して補助します。

8. 交付決定の取消、返還について

補助金の申請において偽りその他不正があったと認められた場合は、補助金の交付を取り消す場合があります。また補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金の返還を命じることがあります。